

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

福井県監査委員	力	野	豊
同	田	中	三津彦
同	江	川	権一
同	伊	藤	和弘

## 定期監査の結果および意見

### 第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査を実施した。

#### 1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和4年7月から8月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計（本庁）および公営企業会計に係る119機関である。

#### 2 監査の着眼点および重点事項等

(1) 財務監査として、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて実施した。

ア 現金等の取扱いについて

イ 公有財産の管理について

(2) 事務事業監査として、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。

ア ソーシャルメディアの活用状況について

イ 内部統制の運用状況について

#### 3 監査の実施内容

対象機関119のうち、114機関については実地監査を、5機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本庁	出先機関	計	監査	
					実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	68	0	68	63	5
	会計局	3	0	3	3	0
	教育委員会	6	0	6	6	0
	各種委員会	3	0	3	3	0
	公安委員会	34	0	34	34	0
	議会局	1	0	1	1	0
公営企業会計	病院事業	1	1	2	2	0
	公営企業	2	0	2	2	0
	計	118	1	119	114	5

#### (1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

#### (2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は143件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区 分	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0 件	1 件	1 件
収入関係	2	11	13
支出関係	9	40	49
契約関係	1	27	28
工事関係	0	4	4
財産管理関係	12	25	37
その他	1	10	11
合 計	25	118	143

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

#### 《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

### 2 部局別の実施状況

#### (1) 普通会計

##### ア 総務部

##### (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	4. 8. 19	人事課	4. 8. 19
知事公室広報広聴課	4. 8. 19	財産活用課	4. 8. 19
財政課	4. 8. 19	情報公開・法制課	4. 8. 19
税務課	4. 8. 19	大学私学課	4. 8. 19

##### (イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

##### (a) 支出関係

- ・ 負担金について、資金前渡の支払日前に職員が立替払していた。  
(財産活用課)
- ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る負担金について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあった。  
(財産活用課)

##### (b) 財産管理関係

- ・ 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
(修繕費 273,900円、286,000円) (知事公室秘書課)  
(修繕費 596,376円、346,830円) (税務課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 地域戦略部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	4. 8. 5	新幹線建設推進課	4. 8. 5
D X 推進課	4. 8. 5	地域鉄道課	4. 8. 5
市町協働課	4. 8. 5	交通まちづくり課	4. 8. 5
県民活躍課	4. 8. 5	統計調査課	4. 8. 5
電源地域振興課	4. 8. 5		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 27	新幹線開業課	4. 7. 27
ブランド課	4. 7. 27	文化・スポーツ局文化課	4. 7. 27
定住交流課	4. 7. 27	文化・スポーツ局スポーツ課	4. 7. 27
観光誘客課	4. 7. 27	文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課	4. 7. 27

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
  - (a) 収入関係
    - ・ 令和2年度歳入で受け入れなければならない行政財産使用料について、令和3年度歳入で受け入れていた。また、令和3年度においても調定が遅れていた。(文化・スポーツ局スポーツ課)
  - (b) 財産管理関係
    - ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。  
(損害賠償額 407,990円、修繕費 99,649円)  
(文化・スポーツ局文化課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 安全環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 22	環境政策課	4. 7. 22
県民安全課	4. 7. 22	循環社会推進課	4. 7. 22
危機対策・防災課	4. 7. 22	自然環境課	4. 7. 22
原子力安全対策課	4. 7. 22		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- (a) 支出関係
    - ・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約書を締結していないものがあった。(危機対策・防災課)
  - (b) 財産管理関係
    - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 130,147円) (環境政策課)
  - (c) その他
    - ・ 不注意により町の物品を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 143,000円) (県民安全課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

オ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 29	こども未来課	4. 7. 28
地域福祉課	4. 7. 29	児童家庭課	4. 7. 28
長寿福祉課	4. 7. 28	地域医療課	4. 7. 28
健康政策課	4. 7. 28	保健予防課	4. 7. 29
障がい福祉課	4. 7. 28	医薬食品・衛生課	4. 7. 28

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- (a) 支出関係
    - ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が著しく遅れているものがあった。(長寿福祉課)
    - ・ 補助金について、交付決定が著しく遅れているものがあった。(障がい福祉課)
    - ・ 資金前渡した給与について、給与資金前渡職員口座からの払出しが著しく遅れているものがあった。(地域医療課)
    - ・ 当年度予算で支払う補助金については、当年度内に交付決定をしなければならないが、翌年4月に交付決定しているものがあった。(保健予防課)
  - (b) 財産管理関係
    - ・ 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 243,100円、213,400円、141,636円) (地域医療課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
産業政策課	4. 8. 2	創業・経営課	4. 8. 2
国際経済課	4. 8. 2	産業技術課	4. 8. 2
企業誘致課	4. 8. 2	労働政策課	4. 8. 2

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 26	農村振興課	4. 7. 26
流通販売課	4. 7. 26	水産課	4. 7. 26
福井米戦略課	4. 7. 26	県産材活用課	4. 7. 26
園芸振興課	4. 7. 26	森づくり課	4. 7. 26
中山間農業・畜産課	4. 7. 26		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

- ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る通信運搬費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあった。(水産課)

(b) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 127,369円) (福井米戦略課)
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 47,715円) (中山間農業・畜産課)
- ・ 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 83,050円、368,170円) (森づくり課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 8. 8	砂防防災課	4. 8. 8
土木管理課	4. 8. 8	港湾空港課	4. 8. 8
道路建設課	4. 8. 8	都市計画課	4. 8. 8
高規格道路課	4. 8. 8	建築住宅課	4. 8. 8
道路保全課	4. 8. 8	公共建築課	4. 8. 8
河川課	4. 8. 8		

(イ) 結果

a 指摘事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ケ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
審査指導課	4. 8. 18	工事検査課	4. 8. 18
会計課	4. 8. 18		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

- ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る通勤手当について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあった。(会計課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

コ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	4. 7. 21	義務教育課	4. 7. 21
教職員課	4. 7. 21	生涯学習・文化財課	4. 7. 21
高校教育課	4. 7. 21	保健体育課	4. 7. 21

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車の給油において、職員が立替払しているものがあった。また、その際に給油（セルフ）の種類を誤ったため公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。（修繕費 99,275円）（教職員課）
- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

（損害賠償額 178,200円、修繕費 478,500円）

（義務教育課）

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

サ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	4. 7. 15	労働委員会事務局	4. 7. 15
人事委員会事務局	4. 7. 15		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

シ 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	4. 8. 10	捜査第一課	4. 8. 10
県民サポート課	4. 8. 10	捜査第二課	4. 8. 10
警務課	4. 8. 10	組織犯罪対策課	4. 8. 10
教養課	4. 8. 10	鑑識課	4. 8. 10
会計課	4. 8. 10	科学捜査研究所	4. 8. 10
厚生課	4. 8. 10	機動捜査隊	4. 8. 10
監察課	4. 8. 10	交通企画課	4. 8. 10
留置管理課	4. 8. 10	交通指導課	4. 8. 10
情報管理課	4. 8. 10	交通規制課	4. 8. 10
生活安全企画課	4. 8. 10	運転免許課	4. 8. 10
地域課	4. 8. 10	交通機動隊	4. 8. 10
通信指令課	4. 8. 10	高速道路交通警察隊	4. 8. 10
少年女性安全課	4. 8. 10	公安課	4. 8. 10
生活環境課	4. 8. 10	警備課	4. 8. 10
サイバー犯罪対策課	4. 8. 10	機動隊	4. 8. 10
自動車警ら隊	4. 8. 10	原子力施設警備隊	4. 8. 10
刑事企画課	4. 8. 10	警察学校	4. 8. 10

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- (a) 収入関係
- 証紙収納額報告に誤りがあり、令和3年度歳入決算額を55,350円過少に計上していた。(運転免許課)
- (b) 財産管理関係
- 公用車の事故(物損2件)により、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 330,000円、71,808円)(機動捜査隊)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ス 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	4. 8. 18

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。



(2) 公営企業会計

ア 病院事業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院	4. 7. 29	長寿福祉課 (病院事業会計)	4. 7. 19

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

- ・ 研修受講料について、職員が立替払しているものがあった。

(県立病院)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 公営企業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
公営企業課	4. 7. 19	河川課 (流域下水道事業会計)	4. 7. 19

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 130,636円、75,471円)

(公営企業課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入関係

- ・ 寄附金の受入れについて、収入決定に係る手続を執っていないものがあった。
- ・ 手数料について、県証紙の抹消を誤り過誤納金として還付しているものがあった。

(2) 支出関係

- ・ 補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあった。
- ・ 基金運用利子の基金への積立てが、特段の理由なく遅れているものがあった。

(3) 契約関係

- ・ 委託契約において、収入印紙が貼付されていない契約書を受領しているものがあった。
- ・ 委託契約において、仕様書と報告書で数量が相違しているものがあった。
- ・ 委託契約において、契約書に契約不適合責任等に関する条項を定めていないものがあった。

(4) 工事関係

- ・ 契約保証書の受領前に契約を締結しているものがあった。

(5) 財産管理関係

- ・ 備品の廃棄において、廃棄調書を作成していないものや、廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあった。

(6) その他

- ・ 執行伺を遡って作成しているものがあった。

4 重点事項等の監査結果

(1) 財務監査

ア 現金等の取扱いについて

郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものや、資金前渡した経費の資金前渡職員口座からの払出しが遅れているものなどがあった。

イ 公有財産の管理について

新たに取得した建物について公有財産台帳を整備していないものや、行政財産使用料の算定を誤っているものなどがあった。

(2) 事務事業監査

ア ソーシャルメディアの活用状況について

フェイスブックを長期間更新せず適切に活用していないもの、ソーシャルメディアの運用ポリシーを公表していないもの、アカウント内に県ホームページのURLを記載していないものなどがあった。

イ 内部統制の運用状況について

調定および還付がなかったにもかかわらず出納員等による毎月の再照合において該当ありとしているものや、令和4年度のリスク評価シートに全庁的な重点取組事項を記載していないものなどがあった。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 今後、大規模なプロジェクトや、様々な行政需要に対応するため、県税収入の確保は極めて重要である。県税の収入未済額の多くを占める個人県民税について、市町と共同して福井県地方税滞納整理機構による滞納整理を積極的に進め、収入未済の解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に取り組まれない。
- 2 監査における指摘・指導事項については昨年度と比較して増加しており、支出事務、契約事務、財産管理事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続に不備が多数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが十分に働くよう、さらなる内部統制の充実強化、効果発現に努められない。
- 3 補助金交付事務において、交付決定や額の確定が遅れているもの、検査が適正でないものなど、不備が多数見受けられた。補助金交付要綱、補助金交付事務マニュアル等に基づく適正な事務の執行に努められない。
- 4 公用車の事故件数は昨年度に比べて増加し、県が負担する修繕等に係る経費の支出額も増加して、依然として多額となっている。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりの安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。
- 5 コロナ禍を機に業務のデジタル化が急速に進み、働き方も大きく変化しており、必要に応じてこれまでの財務に関する制度や慣行を見直されたい。また、財務システムの更新を含め、デジタル技術やAI等を活用したDXを推進し、一層の事務の効率化や正確性の向上に努められたい。